

**国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 退職手当の調整額に係る調整期間を 20 年とするため、条例の一部を改正するものである。

**国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案**

国立市職員退職手当支給条例（昭和 43 年 6 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項第 1 号中「70 点」を「35 点」に改め、同項第 2 号中「60 点」を「30 点」に改め、同項第 3 号中「50 点」を「25 点」に改め、同項第 4 号中「40 点」を「20 点」に改め、同項第 5 号中「30 点」を「15 点」に改め、同項第 6 号中「20 点」を「10 点」に改める。

第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 4 の表第 5 条の 3 第 1 項の項中「10 年前」を「20 年前」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国立市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職する者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日に現に在職する職員が、年齢60年に達した日以後における最初の3月31日以降に退職した場合に限り、その退職した日の属する月の末日を起算日として20年前までの期間において、その者が職員として在職していない期間（新条例第5条の3第2項第2号に掲げる期間を除く。以下「不在職期間」という。）が含まれる場合における同項の規定の適用については、その者は当該不在職期間において職員として在職していたものとみなす。
- 4 前項の規定により職員として在職していたものとみなされた場合において、その者が当該不在職期間において属していた新条例第5条の2第1項各号に規定する職員の区分は、同項第6号に規定する第6号区分とする。
- 5 新条例第5条の2の規定の適用を受ける者で、令和6年4月1日から令和14年3月31日までの間に退職したものの退職手当の調整額については、同条（前2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により計算して得た額（以下「改正後調整額」という。）に、次の表に定める退職の日が属する期間に応じて定める加算額を加えた額をもって、その者に支給する退職手当の調整額とする。

退職の日が属する期間	加算額
令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	この条例による改正前の国立市職員退職手当支給条例第5条の2の規定により計算して得た額（以下「改正前調整額」という。）から改正後調整額を減じて得た額（以下「差額」という。）に5分の4を乗じて得た額
令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	差額に5分の3を乗じて得た額

令和10年4月1日から 令和12年3月31日まで	差額に5分の2を乗じて得た額
令和12年4月1日から 令和14年3月31日まで	差額に5分の1を乗じて得た額

- 6 前項の規定により算定された退職手当の調整額が、改正前調整額に10分の9を乗じて得た額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、改正前調整額に10分の9を乗じて得た額をもって、その者に支給する退職手当の調整額とする。